

家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

平成25年12月11日（水）午後3時30分から午後5時30分まで

第2 場所

東京家庭裁判所大会議室

第3 出席委員（五十音順）

青山善充，秋吉仁美，小川正持，各務美奈子，澄川洋子，竹内景子，田辺泰弘，
浜本康弘，卷淵眞理子，水野あゆ子，三森仁，三矢恵子，宮嶋芳弘，山口裕之

第4 テーマ

家事事件手続法施行後の実務

第5 議事

- 1 新委員挨拶（卷淵委員，三森委員，山口委員）
- 2 前回の家庭裁判所委員会における委員からの質問事項に対する回答
（説明者）

前回の委員会において、「立川支部における後見開始の審判申立ての際に、予約時間から1時間以上待たされるケースが頻発していると聞いている。できれば、予約時間どおりに面接して欲しいとのことだが、実際はどうなのか。もしあるとしたら、裁判所として、どのような対策を考えているのか。」との質問があった。

後見開始の審判の申立ての予約について説明をさせていただくと、当日、受付担当書記官は、予約時間に来庁された申立人、代理人から、申立書類を受領し、申立書に必要事項が記載されているか、添付書類が整っているかなどを点検した上、システムを使った受付、立件手続、記録の編成といった一連の作業を行っている。次に書記官は、受理面接を担当する参与員に記録を交付して、参与員は記録内容を確認した上、受理面接に臨むという流れになっ

ている。したがって、予約時間は受理面接開始時間ということではなく、申立書類の受付を開始する時間ということであり、その後の点検、受付、記録編成の時間を要するという点をご理解いただきたい。

立川支部では、電話予約の際に当日の所要時間を説明するほか、受付カウンターや待合室に当日のスケジュールを掲示するなどして、受理面接に至るまでの事務の流れについて理解を求めるようにした。また、事務処理の流れを一部見直して、事前郵送方式を取り入れて、予約時間までに記録編成を行い、申立て当日の待ち時間を短縮するという取組みも始めたところである。

3 家事事件手続法施行後の実務

(1) テーマ選択について

(委員長)

本日は、家事事件手続法が施行されて約1年となったので、家事事件手続法施行後の実務と題して、東京家庭裁判所における新たな制度と取組みの実情をテーマとして進行したい。

(2) 家庭裁判所による総論説明

(説明者)

ア 家事事件手続法の制定

平成25年1月1日から家事事件手続法が家事審判法に代わって施行された。家事事件手続法が制定された目的は、社会状況の変化により、家族間の紛争であっても、関係者の利害の対立が激しく解決の困難な事件が増えてきたことと、さらには国民全体の権利意識の高まりに応じて、当事者の手続保障に配慮するとともに、手続を当事者に利用しやすいものにして、裁判所が行う手続と判断について、当事者の信頼と納得が得られるようにするためである。

本日は、家事事件手続法下の新たな制度及び取組みのうちから、第1に東京家庭裁判所で実施している双方立会手続説明、第2に電話会議及びテ

テレビ会議，第3に調停に代わる審判の活用について説明する。

イ 双方立会手続説明

双方立会手続説明とは，調停事件の第1回期日の冒頭に行う手続説明及び期日終了時に行う確認を当事者双方が同じ調停室に入ってもらった上で行うという取組みである。この取組みは，家事事件手続法の施行によって法律上求められているものではないが，家事事件手続法の理念，すなわち，必要なことは裁判所が職権で調査をするという家庭裁判所の後見的な機能を維持しながら，手続を透明化して当事者の納得を得られるようにし，さらに，透明な手続により，当事者双方が情報を共有した上で，当事者自身が主体的，合理的な判断をすることによって紛争を解決することを目指すものである。この取組みは，あくまで手続説明を同席で行うというものであり，いわゆる同席調停，すなわち，離婚はするけれども金銭条件はこうだとかの話合いの中身を同席で行うものとは区別している。双方立会手続説明は，ドメスティックバイオレンス（以下DVと表記）の事案では行わないなど事案の内容に留意しながら，無理をせずに実施している状況にある。実施した効果としては，調停委員会は他方当事者の味方をしているのではないかと当事者が疑心暗鬼になるような部分が払拭されたという事例や，当事者の実質的な解決努力が増して比較的早期に解決をしたという事例などが報告されている。

ウ 電話会議及びテレビ会議

家事事件手続法では，新たに電話会議やテレビ会議の方法による調停と審判が制定された。これは，家庭裁判所の手続を利用しやすい手続とするために新設されたものであり，家庭裁判所は，当事者が遠隔地に居住しているときなど相当と認めるときは，当事者の意見を聴いた上で，電話会議又はテレビ会議の方法で手続を行うことができるようになった。

電話会議は，例えば当事者と代理人弁護士が遠方に居住しているような

場合に代理人事務所との間で行ったり、テレビ会議については、遠方に居住する当事者に、手続を行っている裁判所とは別の最寄りのテレビ会議装置のある裁判所に来ていただいて行ったりするものである。なお、民事訴訟の電話会議は、当事者のどちらか一方は必ず裁判所に来なければいけないが、家事事件手続法が規定する電話会議の場合は、当事者双方が遠隔地において、調停委員会だけが裁判所にいる状態で電話会議をすることも認められており、当事者が誰も裁判所に来なくても話し合いを進められるところが先進的である。ただし、離婚または離縁の調停事件では、調停成立によって身分関係に重要な変動が生じるため、特に本人の意思を直接確認することが重要であるから期日で調停を成立させることができないが、その他の事件については、電話会議やテレビ会議で調停を成立させることが可能である。また、電話会議システムを利用する場合は、通話している人の姿が見えないので、本当に本人が通話しているか否かを何らかの方法で確認しなければならず、さらに、本人と確認ができた場合でも、調停は非公開の手続なので、本人1人だけで話をしているか、周囲に人がいない状況かの確認にも留意して利用している。電話会議は代理人事務所で行う場合が多く、その場合は、代理人弁護士に第三者がいないことを確認することで非公開性を確保している。テレビ会議を行った調停委員によると、顔が見えてやりやすかったし、機械の操作もそれほど難しくなかったとのことであり、徐々に件数が増えていくのではないかと思う。

エ 調停に代わる審判の活用

調停に代わる審判は、新たに設けられた制度ではなく、拡充された制度であり、調停不成立の場合に、裁判官が調停に代えて審判を行い、結論について判断を示すものである。家事審判法では、婚姻費用や養育費についてこれを行うことができなかったが、家事事件手続法では、その対象が拡大され、婚姻費用や養育費などの別表第2事件についても行うことができ

るようになり、調停の利便性が高まった。

調停に代わる審判では、異議を申し立てることができ、適法な異議の申立があれば、調停に代わる審判は効力を失い、また、当事者には、審判書を公示送達により告知することはできず、告知ができない場合には審判を取り消さなければならないこととされ、当事者が審判の内容を知らずに審判の効力が生じることはないという意味で手続保障がされている。

活用例としては、当事者が遠方に住んでいる離婚調停事件を電話会議で進めた結果、合意ができたものの、電話会議だと離婚調停は成立させることができない。このような場合に、調停成立のときだけ遠方から東京家庭裁判所に来てもらうのはナンセンスなので、当事者双方に異議の申立てをしないという共同の申出をしていただいた上で、調停に代わる審判を行い、その日に即時確定し、離婚合意を成立させることができる。また、離婚条件の一つとして養育費が非常に争いになって、合意の成立が妨げられているような事案において、金額もそれほど変わらないという場合には、調停に代わる審判をして異議の申立てがなければ、離婚が全体として解決するので、訴訟で一から離婚について争う状況を避けることも考えられる。

(3) 家事事件手続法下における書記官の役割

(説明者)

書記官は、事件記録の作成及び保管、裁判官の行う法令等の調査の補助などの仕事を行っている。具体的には、書記官は適正な手続を確保するため、法廷でのやり取りを法律的に構成した上で、調書を作成したり、手続の円滑な進行を確保するため、当事者に対する手続説明、問い合わせの対応や、裁判官、調査官、調停委員など関係職種との連絡調整を行っているが、家事事件手続法下で新たな事件の進行管理事務として行うことになったのが、相手方への申立書の写しの送付である。家事審判法下では、非公開性、秘密性などの家事事件の性質から申立書の写しを送付していなかったため、相手方は、

裁判所から呼び出される理由を知ることができなかったが、家事事件手続法下では、申立てが明らかに不適法であるときを除いて、原則として申立書の写しを相手方に送付することになった。これは、相手方に対して、申立人から裁判所に紛争解決を求める申立てがあったことや、その内容を伝えることによって、審判や調停の準備を行うきっかけを与え、手続が円滑に進むようにするためである。書記官は、担当する事件の申立書等について、必要な事項が記載されているか、補正すべき箇所がないかなどの点検を行い、点検の結果、申立書の写しを相手方に送付することによって、手続の円滑な進行を妨げるおそれがあるような場合には、申立書の写しは送らず、期日の通知と手続の説明書だけを相手方に送付している。東京家庭裁判所では、申立書の書式のなかで、申立書の写しが相手方に送付される旨の注意書きを冒頭に表示した上、手続を進めるに当たって、ポイントとなる事項が分かりやすく簡潔に記載できるよう様々な工夫を行っている。このように原則として申立書の写しを相手方に送付することによって、相手方からの申立て内容についての問い合わせが減り、第1回期日の進行もスムーズになっている。

次に、家事事件手続法下で新たに記録作成保管事務として行うことになった秘匿情報の管理について説明する。家事事件のうち、夫婦間の問題に関する調停事件や審判事件においては、相手方に住所を知られたくないなどの理由により、特定の個人情報及びこれにつながる情報を秘匿情報として管理してもらいたいとの申出がある。家事事件手続法下では、調停事件については、裁判所が相当と認めるときに限り閲覧謄写が許可されるが、審判事件については、原則として閲覧謄写が許されることになった。ただし、例外として当事者若しくは第三者の私生活若しくは業務の平穩を害するおそれがあるときなど、一定の場合には閲覧謄写を許可しないことができる。そこで、書記官は、裁判官の方針を踏まえ、閲覧謄写や申立書の写し等送付の際に、予期しない形で秘匿情報が相手方等を開示されないことがないように、適切に秘匿情

報を管理する必要がある。東京家庭裁判所では、当事者が秘匿を希望する情報を提出する場合には、当事者から非開示申出書を提出してもらい取扱いを行っており、非開示申出書の提出により、秘匿情報を明確にし、その秘匿情報について裁判官が非開示とする方針であれば、家庭裁判所調査官や調停委員などの関係職種との間で情報を共有するなどして、秘匿情報の適切な管理を行っている。

(4) 家事事件手続法下における調査官の役割

(説明者)

家庭裁判所調査官は、裁判官の命令を受けて事件解決のために心理学、社会学など様々な学問的な知見に基づく事実の調査、あるいは関係機関との連絡を始めとした調整活動を行っており、その結果については、裁判官の判断資料として用いられることはもとより、調停の進行方針などを検討する際にも用いられている。

家事事件手続法が制定されたことを踏まえ、家庭裁判所調査官として取り組みを強化している点として、調査の手順、あるいは内容、調査結果の透明性をさらに高めるということに力点を置いて取り組んでいる。家事事件は、夫婦や親族など人的関係に基づく紛争等を対象にしており、それだけでなく紛争性が高いところがある。これまでは、調査で得られた情報や家庭裁判所調査官の意見を当事者に開示していく際には、手続の中でさらに紛争が激化することを防ぎたいという配慮、情報提供した関係機関への配慮、子どもの将来を見据えた関係性の再構築への配慮などを踏まえて慎重すぎたところがあり、当事者からは事態を正確に把握する上で不十分ではないかという指摘を受けることがあった。これに対して、家事事件手続法下では、家庭裁判所調査官が作成する調査報告書について、子の福祉を阻害するなど例外事情を除いて原則的には開示していくという扱いになっている。家庭裁判所調査官としては、以前から開示を意識した調査報告書の作成に努めてきたが、家事事

件手続法下ではこれをさらに進め、調査の段階から、調査の目的、対象、方法などを当事者に説明をし、当事者の協力あるいは解決意欲を促すよう努める必要がある。その結果として、正確な事実を収集することが可能となる。また、調査報告書に記載する調査官の意見も、専門的な知見を踏まえた説得力のあるものとして裁判官、調停委員会にとって有益となるのみならず、当事者にとっても解決意欲を高められるような意見形成、あるいは意見表記が求められている。

次に、新たに設けられた家事事件手続法65条あるいは同法258条といった子の意思を把握し考慮するという規定が設けられたことに伴う取扱いの強化について説明する。子どもというのは、両親の離婚や別居という事態の中で様々な感情を抱いたり、自分なりの考えや意向を形成するが、それを言葉でうまく表現する子もいれば、両親の間を取り持とうとしたり、あるいは、自分の力ではどうしようもない状況の中で必死に耐えている子もいる。ところが、紛争下における両親というのは、自分の感情をコントロールするだけで精一杯だったりして、子どもの状況や心情を思いやる、あるいは、子どもの将来を見据えた解決が難しいという状況の方もおり、子の福祉に十分な配慮がなされないまま、当事者間で合意に至る事例も見られる。家事事件手続法下では、子どもを持つ両親だけではなく、手続に携わる裁判所の職員全体が子どもの意思の把握、考慮を十分に行い、子の福祉を図ることが求められている。ただ、子どもが審判や調停の期日に出席して自分の意見を表明することは、現実的には困難な場合が多いし、さらに両親の間で子どもの意向等に対する見方が違っていたりすると、両親からの情報だけで子どもの正確な意思を把握することが難しい場合がある。そうした場合、家庭裁判所調査官は、子どもの年齢や発達状況に配慮しながら、子どもと直接面談をして意向や心情を聴取したり、それまでの監護の経過や現在の状況、あるいは幼稚園や学校といった家庭以外の生活の場における様子など、子どもの意向

や心情の背景となる事情を調査して、子どもが言葉で表現した意向や心情にとどまらず、子どもの意向に関する総合的な評価を行った上で報告することが求められている。家庭裁判所調査官としては、子どもの調査を的確に行う上で、子どもの年齢や発達状況を踏まえた調査の方法や、これを裏付ける専門的知識などをさらに高めていくことが求められており、これに向けて努力している。

また、家事事件手続法下では、審判や調停の結果によって直接影響を受ける子ども等が、自ら積極的に手続への参加や意見表明を求める場合があることを想定して、家事事件手続法42条、あるいは同法258条といった子の利害関係参加に関する規定が設けられている。ただ、子どもの場合、同居している親の影響を受け、同居している親を有利に導くような発言を強いられていることもある。このような状況下で手続に参加することは、かえって子どもを紛争に巻き込むことになったり、子どもの心理面に害を及ぼすおそれも生じてくる。また、子どもの年齢的、発達の観点から意思能力や理解力の有無が問題になる場合も想定される。そのため、子の利害関係参加については、裁判官がその認否を判断することになっているが、その際に家庭裁判所調査官が子どもと面談をして、子どもの意思能力や参加目的等を把握するなどの関与を求められることがある。この場合、全体の手続を停滞させないために迅速な調査が必要になるので、東京家庭裁判所では、調査の方法や調査報告書の形式などを整備した。

(5) 意見交換

(委員)

双方立会手続説明について、DVはないが、当事者が双方立会手続説明に難色を示した場合、あくまで説得して双方立会手続説明を行うのか。

(説明者)

当事者が双方立会手続説明に難色を示している場合には無理強いはいしない。

調停委員に対しても、当事者が双方立会手続説明に難色を示している場合には無理強いをしないように説明している。また、当事者に交付する書式には進行に関する照会回答書があり、この照会書には裁判所に配慮を求める内容を記載する欄があるが、相手方とは顔を合わせたくないなどと記載してくる場合があり、そういう場合は双方立会手続説明を実施しないような配慮を行っている。

(委員)

家庭裁判所からの郵便物には、封筒の表に家庭裁判所と書かれておらず、私書箱と書いているものがある。そのため、調停期日通知書が郵送されても当事者が開封せず、調停が開かれることを知らずに欠席したということがあつる。家庭裁判所と明記した封筒を使用したらどうかと思うが現状はどうか。

(説明者)

基本的に調停事件においては、私書箱という形で調停期日通知書を郵送しており、当事者が開封せず、調停の日を知らずに欠席したということもある。ただ、家庭裁判所の扱っている事件は、家族にすら家庭裁判所の事件の当事者になっていることを秘密にしている方も多くいるので、家族に話していないことを念頭に置いた上での対応を心がけている。家庭裁判所と明記した封筒を使用して問題が生じると、取り返しの付かない事態になることもあるため、そういった配慮で封筒を使用している。

(委員)

電話会議等は、三者までできるのか、それとも四者とかもできるのか。

(説明者)

電話会議は三者まで、テレビ会議は六者まで対応できる。テレビ会議は自分を含めて6分割で画面を見ることができるので、表情を同時に確認することができる。

(委員)

調停を申し立てる方の中に日本語を理解されない方もいると思うが、第1回期日の手続説明の際に日本語が不自由な方に対して、通訳を派遣する等の配慮がされることはあるか。

(説明者)

東京家庭裁判所の調停委員には語学堪能な方もいるので、希少な言語でなければ、その語学に堪能な調停委員に調停に入ってもらっている。また、調停は非公開だが、言葉が分からないと話が進まないのも、裁判所からの正式な通訳ではなく、当事者が通訳として友人を連れてきた場合でも、相当事者の了解を得て手続に入っただけなど臨機応変に対応している。

(委員)

家事事件手続法の制定は、合理的に調停等を進める良い機会ではある。しかし、新任の調停委員について、当事者の話を聞くことよりも、調停を合理的に進めることや家事事件手続法について説明することを優先してしまう傾向があるように思うときがある。来年は家事事件手続法制定に伴う制度の変化がだいぶ浸透していると思われるので、調停の充実を図るため、いかに制度を運用するかという研修を行っていただきたいと思う。

(説明者)

新任の調停委員に対しては、家事事件手続法に関する研修ばかりを行っているわけではない。むしろ、それ以外の家庭裁判所調査官を担当講師とした人の話を傾聴すること、先輩の調停委員から直接話を聞くといったことも行っている。さらに東京家庭裁判所の場合、調停の傍聴の研修を多く行っており、粘り強く調整をしていくところを実際に見てもらっている。手続保障といっても調停において訴訟のような進行をするものではなく、手続を透明化するというだけであって、家庭裁判所として当事者の話合いの中でよりよい解決を目指そうというところは全く変わっていない。こうした部分を新任の調停委員がさらに学んでいけるように考えていきたい。

(委員)

離婚の調停事件で夫婦関係調整という言葉が用いられているが、一見すると離婚なのか円満調整なのか、あるいは円満調整とは離婚に向けた調整という意味なのか分かりにくいのではないか。また、申立書は元号で記入する形式になっているが、西暦は使用しないということか。外国籍の方も元号に換算して申請する必要があるのか。

(説明者)

夫婦関係調整には離婚と円満調整の場合がある。申立書には、離婚か円満調整かを当事者自身が記載する欄が設けられている。調停を進める中で、離婚から円満調整の方向で話し合いが変化する場合があるため、夫婦関係調整という言葉を用いて手続を進めているのではないか。

西暦での記載について、外国の方は西暦で記載しておられるのが実情であるし、それを修正するよう指示していることもない。

(委員)

調停成立時に代理人弁護士が付いていない場合、当事者が考えていたことと調停調書の記載内容にずれが生じたり、当事者が十分に意味を理解できなかったりすることが度々あった。代理人弁護士が付いていない当事者には、調停条項を読み上げるときにメモ等を見ていただきながら、内容を確認するような運用を考えていただけないか。

(説明者)

代理人弁護士が付いていない場合、調停委員の方でも当事者が調停条項の内容を理解しているか十分に確認しながら進めているし、メモを取ってもよいと伝えている。また、最後に裁判官が入ったときも、調停条項の内容について具体的な説明をして確認をしている。

(委員長)

記載された調停条項を当事者に示しながら説明するということはないか。

(説明者)

調停委員の方で見せることもあると思う。

(委員)

調停条項が分かりにくいときは、計算式まで見せたりすることもあるし、調停条項案を見せる場合もある。

(説明者)

調停条項案というのは、チェック方式になっていて、調停委員がチェックしたり数字を入れたりする事件類型ごとの定型の書式である。当事者の理解と調停条項が異なる事態は起きてはいけないので、調停条項案を当事者に見せることもあるし、少なくとも必ず口頭で、最後に裁判官が立ち会っている状況で確認している。ただ、もし調停条項が分かりにくかったということがあれば、今後も気をつけていきたい。

(委員)

調停条項が単純な内容であればよいが、細かな内容を決めるような場合に当事者が思っていたことと出来上がった調書が異なるということもあるようなので、やはり当事者には、文書を見ていただいた方が間違いはより少なくなるように思い、申し上げさせていただいた。

(説明者)

新しい取組みとして、当事者に期日の最後に定型的なメモ用紙をお渡ししているのですが、調停条項が複雑な場合には、自分でメモを取っていくなどしていただいて、念押しすることは考えられる。

(委員)

家事事件手続法下では、調停委員が、当事者から提出される書面が相手にも開示されるかもしれないということで、当事者に対し、書面を本当に提出してよいのか抑制的な意思確認を行ったため、当事者が困惑する場合もあるようだが、どのようにすればよいだろうか。

(説明者)

非開示情報が予期しない形で相手に伝わってしまっただけという配慮から、そのような調停委員の発言になるのだと思う。慎重になることは大事だが、こうした課題は、家事事件手続法が施行されて1年が経過して、だんだん落ち着いてくるのかもしれない。ただ、非開示情報については、1回相手に伝わってしまうと取り返しの付かない事態になるので、慎重になりすぎてもやむを得ないという印象ではある。

4 東京家庭裁判所委員会に対する要望書について

(説明者)

この度、ある団体から東京家庭裁判所委員会宛てに、公正な調停運営を求める要望書が送付された。内容としては、主に面会交流事件に関する調停の運営方法等に関して要望事項と、手荷物検査への要望事項が述べられており、家庭裁判所の実務に反映してもらいたいとして送付されたものである。(要望書の概要を説明) 詳細は、要望書の写しにて確認されたい。

(発言なし)

5 次回予定

平成26年3月19日(水) 午後3時00分

以上